

座談会等開催委託業務プロポーザル審査要領

座談会等開催委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「座談会等開催委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目の合計点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方(10 点)
- (2) 座談会の企画(25 点)
- (3) 法人アンケート調査の企画(10 点)
- (4) 森林環境税の広報計画・デザイン(40 点)
- (5) 事業経費(5 点)
- (6) 実績(5 点)
- (7) 県が推進する施策への取組(5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑を行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所(予定)
令和8年4月下旬頃
場所 未定(別途通知する)
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1者 20 分とします。
 - ② プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(15 分)を設けます。
 - ③ 各者の順番は別途決定します。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された書類と審査委員会におけるプレゼンテーション及び質疑応答に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づい

て審査を行います。

- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者及び次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員会において協議のうえ、候補者及び次点者を決定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が250点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

別紙

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 基本的な考え方	① 本事業実施にあたっての現状の問題点・課題や本事業の内容を理解し、企画提案に反映されているか。	10点
(2) 座談会の企画	① 円滑な運営・実施が可能か。 ② 司会やファシリテーター、意見交換の方法やテーマに工夫があり、県民の意見を広く引き出せるか。 ③ 広報のデザインや計画により参加者数の目標達成が見込めるか。	25点
(3) 法人アンケート調査の企画	① 円滑な実施が可能か。 ② 回収率を上げるための工夫があるか。	10点
(4) 森林環境税の広報計画・デザイン	① 幅広い層の県民に情報が届く広報計画か。 ② 森林環境税の概要や取組事例がわかりやすく理解でき、税の認知度向上に繋がる内容となっているか。	40点
(5) 事業経費	① 企画内容と比較して事業経費は適切なものであるか	5点
(6) 実績	① シンポジウム等の開催やデジタル広告等の広報の十分な実績を有しているか	5点
(7) 県が推進する施策への取組	<p>・県が推進する施策へ積極的な取組を実施しているか。 ※以下の取り組みを行っている場合は、取り組み内容に応じて加算。</p> <p>【採点基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けている企業…1点 ・「こうち男性育休推進企業」に登録している企業…1点 ・「こうち SDGs 推進企業」に登録している企業…2点 ・「パートナーシップ構築宣言」に登録している企業…1点 	5点